

大阪市政担当者 様

平成20年10月3日
大阪市健康福祉局
健康推進部生活衛生担当
担当：上田・宮前
TEL 06-6208-9996

メラミン混入の可能性のある中国産加工品の回収指示について

熊本県健康福祉部健康危機管理課食品衛生班から、市販されている次の商品を収去検査した結果、速報値ではあるがメラミンが検出された旨の情報提供がありました。

食品衛生法第10条に違反する疑い（指定外添加物の検出）のあることから、本日当該食品の輸入者に対して回収を指示しましたのでお知らせします。

なお、熊本県から正式に文書通知を受けた際には改めて回収を命じる予定です。

記

1 回収品について

名 称：チョコレート菓子
商 品 名：チョコピロース
包装形態：合成樹脂製袋詰 130g入
賞味期限：2009.04.14
原 産 国：中国
輸 入 者：株式会社エヌエスインターナショナル
輸入者住所：大阪市淀川区西宮原1丁目5番33号
輸入数量：7,159CT 85,908袋

2 検査結果（速報値）

メラミン 54mg/kg 検出

3 検査結果について

TDI（耐容1日摂取量）

米国食品医薬品庁（FDA）の暫定リスク評価によるTDIは0.63mg/kg体重/日であり、体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.63 \times 60 = 37.8$ mg（欧州食品安全機関（EFSA）の暫定的リスク評価によるTDI（0.5mg/kg体重/日）では30mg）である。

このため、今般の検出濃度（チョコピロース：54mg/kg）から試算した場合、体重60kgの人で毎日0.7kg（5.4袋）（EFSAのTDIでは、0.5kg（4.3袋））摂取した場合でもTDIに達することはありません。

体重30kgの子どもでは、毎日0.35kg（2.7袋）（EFSAのTDIでは、0.25kg（2.2袋））摂取した場合でもTDIに達することはありません。